

# 食料・農業・農村政策の新たな展開方向

(令和5年6月2日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部)

## 3 農業の持続的な発展

### (1) 多様な農業人材の育成・確保

今後、人口減少が避けられない中で、食料の生産基盤を維持していくためには、中長期的に農地の維持を図ろうとする者を地域の大切な農業人材として位置付けていくことが必要である。その上で、生産水準を維持するためには、「受け皿となる経営体と付加価値向上を目指す経営体（効率的かつ安定的な経営体）」が円滑に生産基盤を継承できる環境の整備が不可欠である。

このため、受け皿となる経営体と付加価値向上を目指す経営体を育成・確保しながら、多様な農業人材とともに生産基盤の維持・強化が図られるよう、以下の施策を講ずる。

- ① 地域計画の策定を徹底し、地域内の将来の農地利用の姿を明確にした上で、
- ② 受け皿となる経営体が生産基盤を引き受けやすい形で継承できるよう、農地バンクを通じた農地の集約化等や、スマート技術等の省力化技術の導入に資する基盤整備の推進
- ③ 地域で離農農家が出てきた場合に、受け皿となる経営体が、農地を引き受けやすくするための仕組みの検討
- ④ 多様な経営体に対し、経営・技術等をサポートするサービス事業体の育成・確保を図るための仕組みの検討
- ⑤ 他産地・異業種や、外国から、労働力不足を補完する仕組みの検討
- ⑥ 青年等の雇用を通じた経営強化や労働環境の改善等に取り組む経営体の育成・確保
- ⑦ 新規就農の推進、スマート技術や有機農業等の農業高校・農業大学校等における教育内容の充実等、将来の農業人材の育成・確保
- ⑧ 経営力向上、人材育成、経営基盤の強化等に向けて農業経営を後押しする仕組みの検討
- ⑨ 地域農業の主体となる効率的かつ安定的な経営体に対し、引き続き、経営所得安定対策の措置
- ⑩ 地域計画に基づき持続的に農地を利用する多様な農業人材の意欲的な取組の推進 等

### 3 農業の持続的な発展

#### (2) 農地の確保と適正・有効利用

地域計画（目標地図）に基づき、目標地図上の受け手に対する農地の集約化等を着実に進めるほか、世界の食料事情が不安定化する中で、我が国の食料安全保障を強化するため、国が責任を持って食料生産基盤である農地を確保するとともに、その適正かつ効率的な利用を図るものとする。

具体的には

- ① 地方公共団体による農用地区域（ゾーニング）の変更に係る国の関与の強化
- ② 地域計画内の農地に係る転用規制強化
- ③ 農地の権利取得時の耕作者の属性の確認
- ④ 営農型太陽光発電事業に係る不適切事案への厳格な対応
- ⑤ 地域計画内における遊休農地の解消の迅速化

等の仕組みを検討する。

# 食料安全保障強化に向けた「農地制度見直しの基本的考え方」

- 食料安全保障の根幹は、人と農地の確保。
- 農地は食料生産の基盤であり、農地の総量確保と適正利用のための措置を強化する必要。
- その上で、人口減少に対応し、将来にわたっての農地の総量確保を図るため、人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化についても所要の措置を講じていく必要。

## 【具体的な措置の方向性】

### 農地の確保・適正利用に係る措置の強化

#### <農地の総量確保のための措置>

##### ○ ゾーニングへの国の関与の強化

→ 県の面積目標の達成に向けた措置及び農用地区域の変更に係る国の関与強化 等

##### ○ 転用規制の強化

→ 地域計画内の農地についての転用規制強化、営農型太陽光発電等への対応厳格化 等

#### <適正利用のための措置>

##### ○ 農地の権利取得の厳格化

→ 農地の権利取得時の法令遵守状況等を確認し、不適正な農地利用を防止 等

農地の確保・適正利用に  
係る措置を強化した上で

### 将来にわたって農地の総量を確保し、最大限活用を図るための措置

##### ○ 人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化

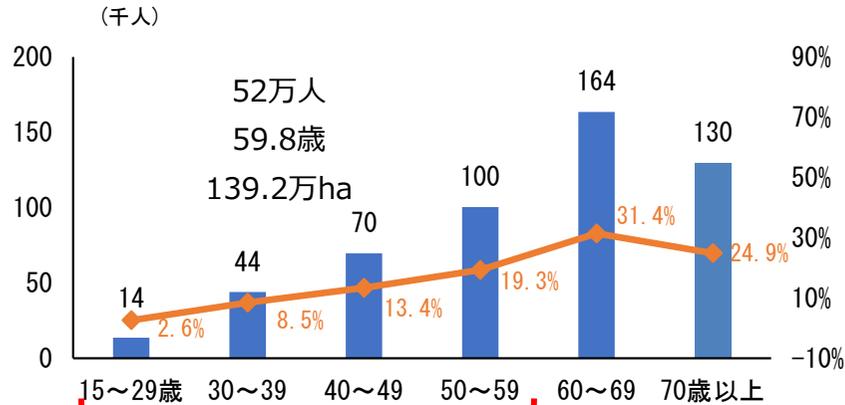
→ 懸念払拭措置を講じた上で食品事業者等との連携による出資の柔軟化

# 農業経営体別の農業就業者・農業生産の状況

- 準主業経営体と副業的経営体は、大宗が稲作で、次いで果樹が多い。高齢化が著しく進展
- 法人等はバランスが取れた年齢構成

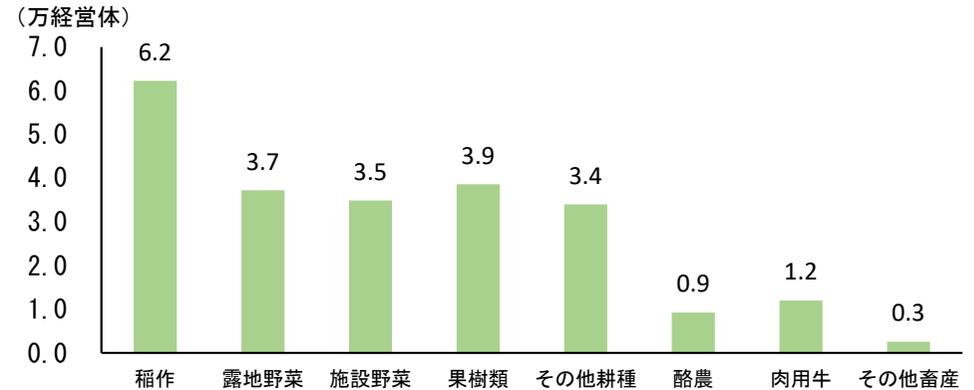
- **主業経営体**(農業所得が主、60日以上働く65才未満の世帯員がいる)

基幹的農業従事者数（年齢階層別）



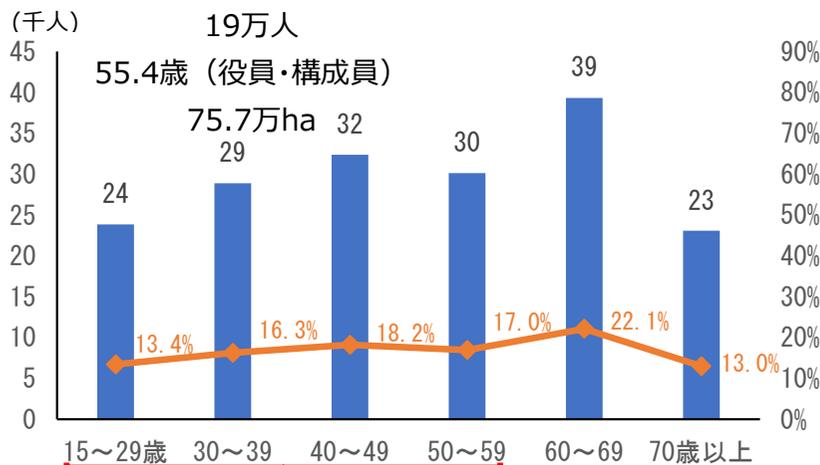
50代以下：23万人(44%)

農産物販売金額1位の部門別経営体数



- **法人等の団体経営体**(農業に150日以上従事した役員・構成員+常雇い)

農業就業者数（年齢階層別）  
(農業に150日以上従事した役員・構成員+常雇い)



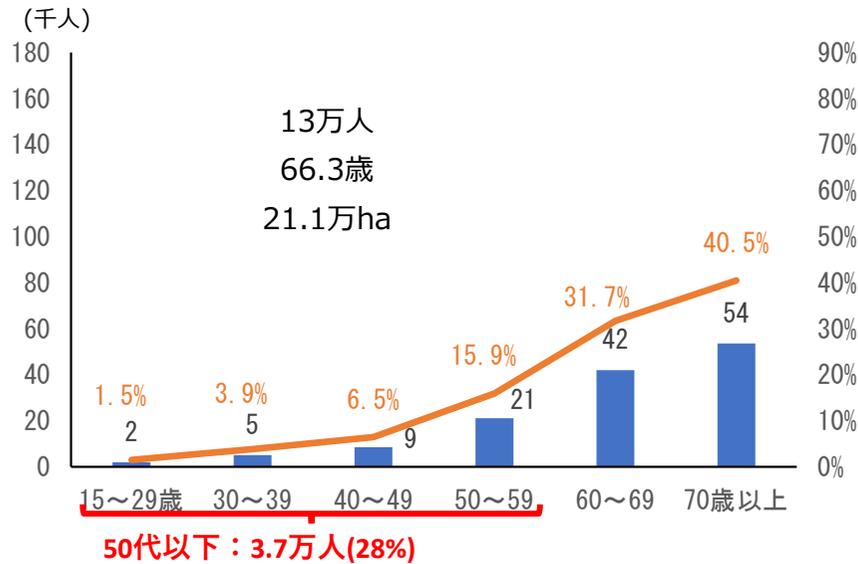
50代以下：12万人(65%)

農産物販売金額1位の部門別経営体数

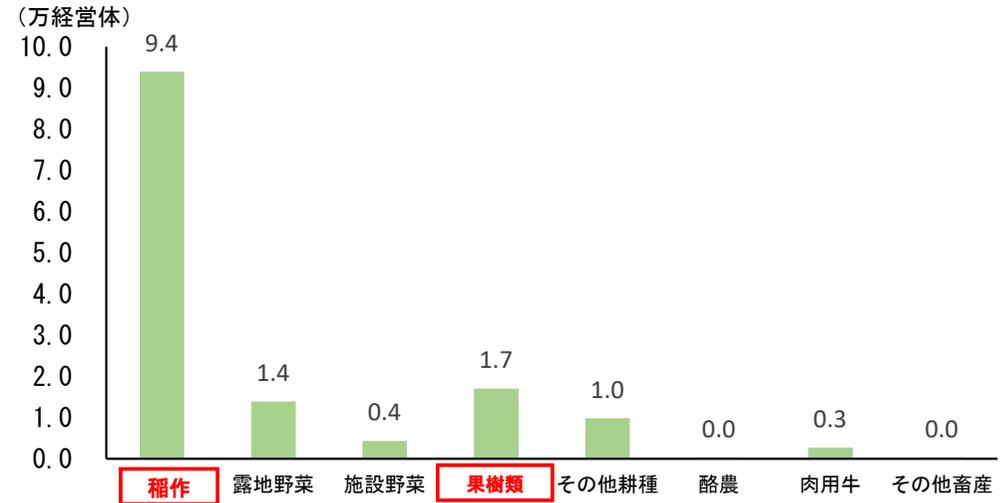


○ **準主業経営体** (農外所得が主、60日以上働く65才未満の世帯員がいる)

基幹的農業従事者数 (年齢階層別)

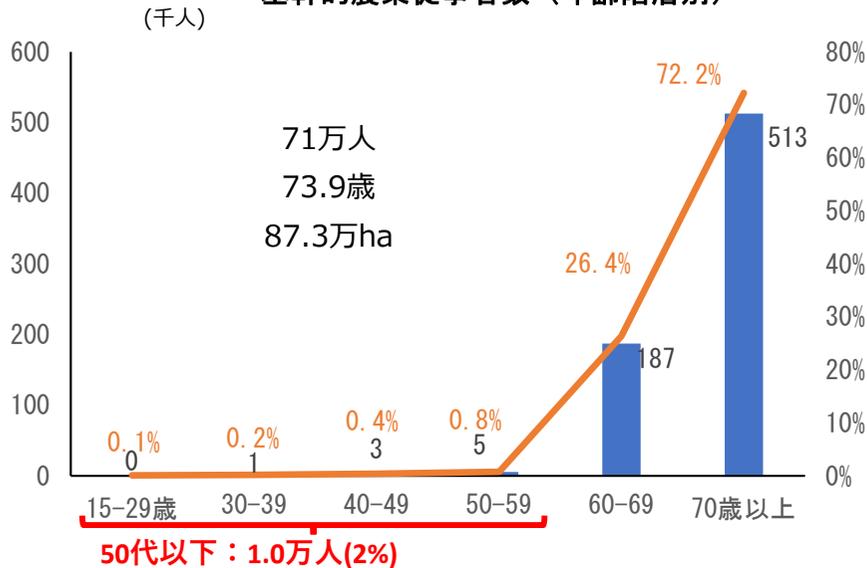


農産物販売金額 1位の部門別経営体数

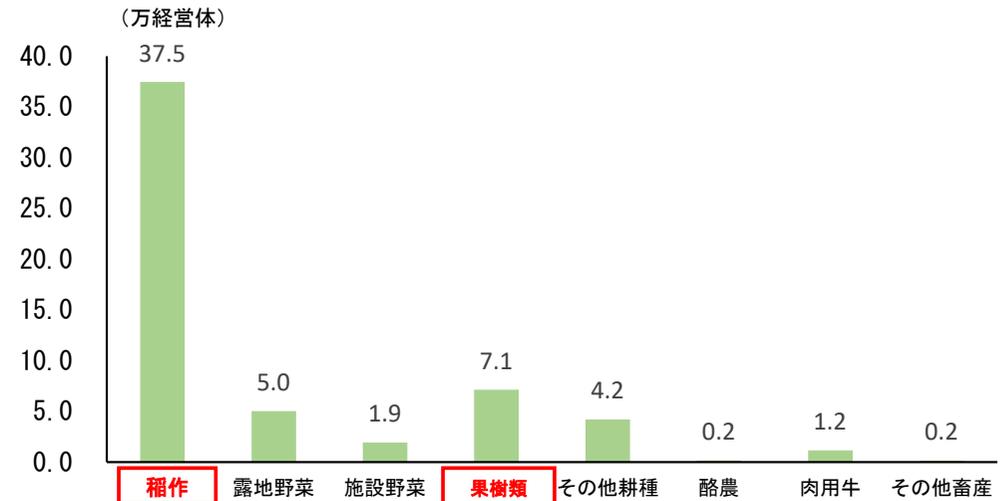


○ **副業的経営体** (60日以上働く65才未満の世帯員がいない)

基幹的農業従事者数 (年齢階層別)



農産物販売金額 1位の部門別経営体数

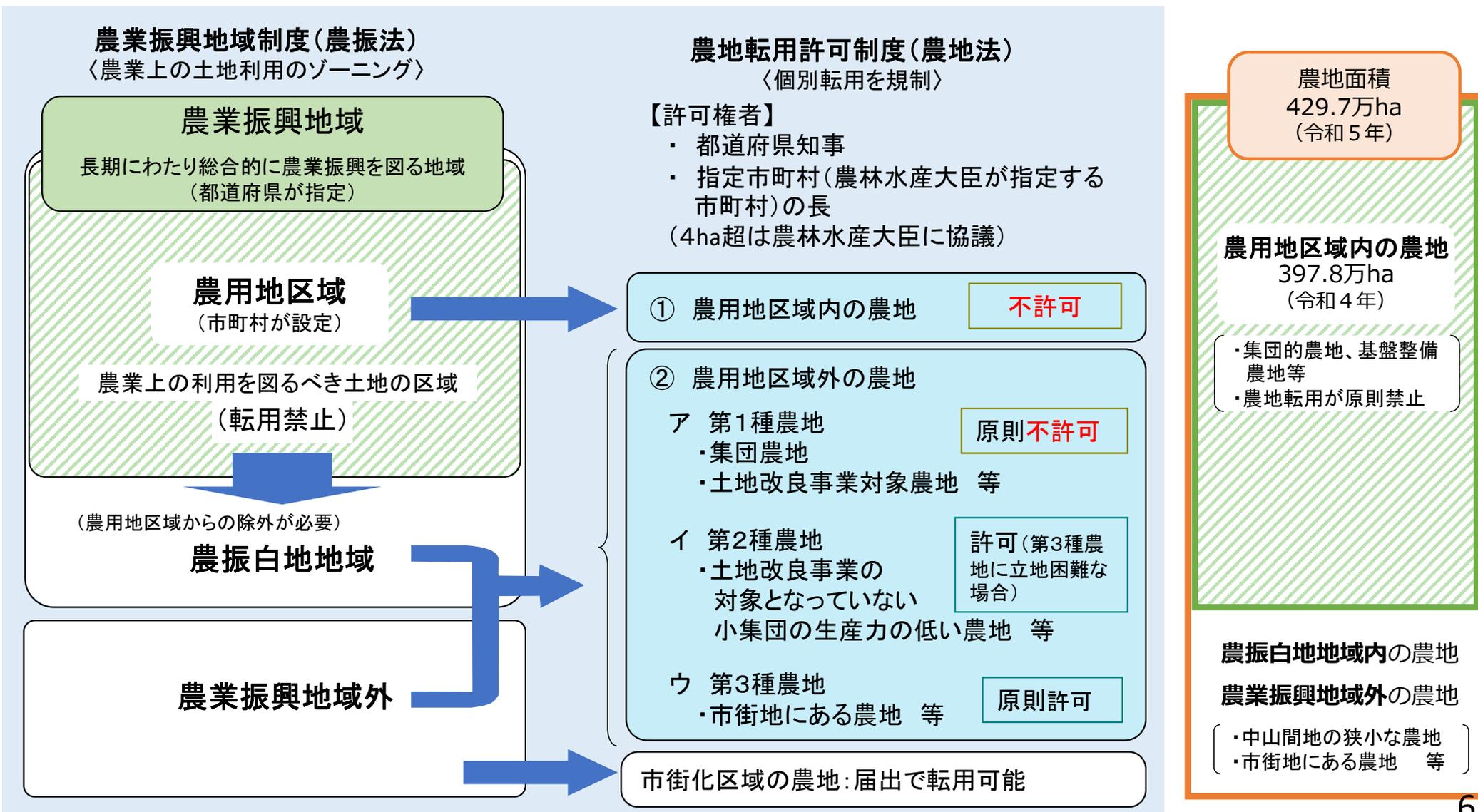


出典: 農林水産省「2020年農林業センサス」

注: 「主業経営体」、「準主業経営体」、「副業的経営体」は「個人経営体」の内数であり、販売農家に満たない自給的農家を含みうるが、便宜上別のものとして整理。「団体経営体」の「常雇い」の年齢階層別の人数は、年齢不詳を除いた人数であり、合計人数と一致しない。

# 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

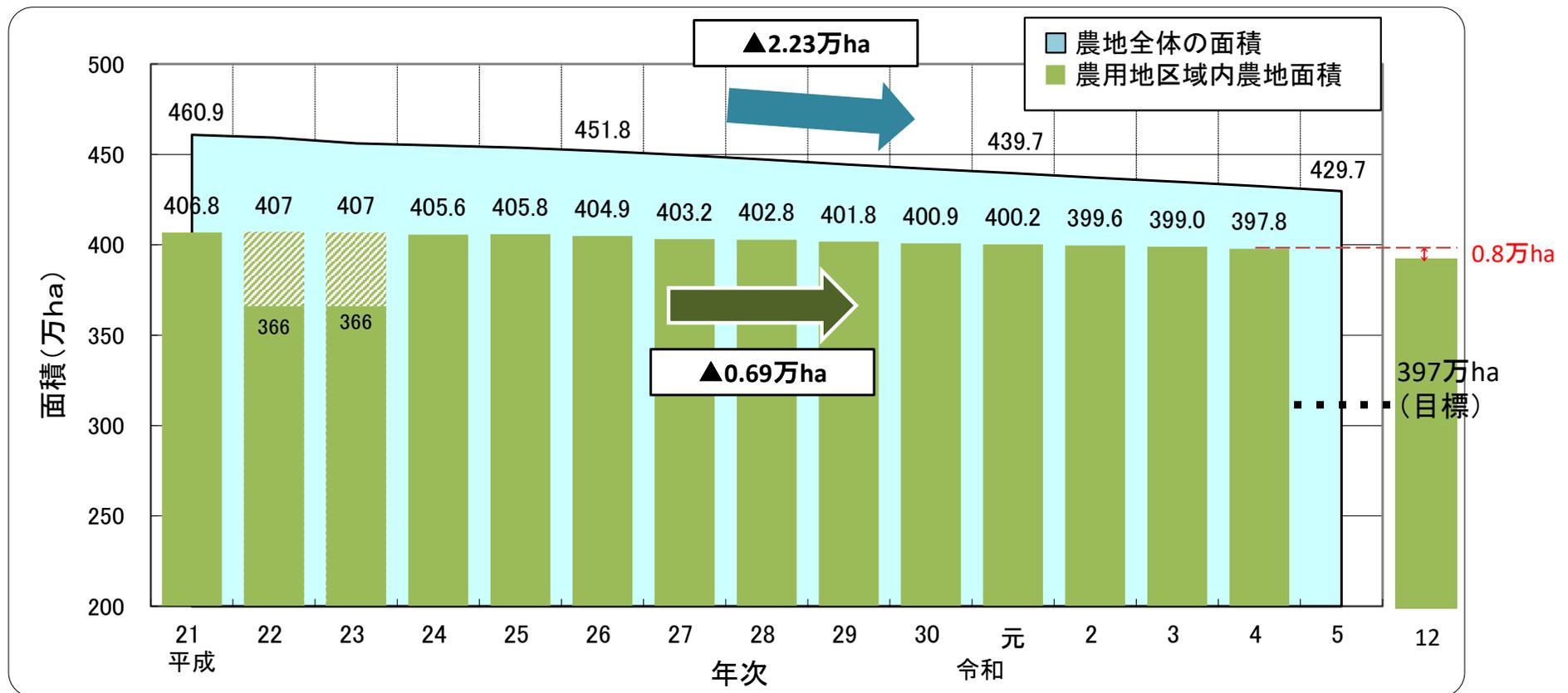
- 農業振興地域制度により、農業上の利用を図るべき土地を「農用地域」としてゾーニング（転用不可）
- 農地転用許可制度により、個別にその優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導



## 農地全体と農用地区域内農地面積の推移

- 農地全体は年平均2.23万haで減少(平成21年～令和5年)
- 一方、農用地区域内農地は年平均0.69万haで減少(平成21年～令和4年)
- 農地転用について、**優良農地(農用地区域内の農地)以外の農地への誘導**に一定の効果
- しかし、令和4年の農用地区域内の農地面積は、397.8万haとなっており、令和12年の面積目標397万haの確保に向けて予断を許さない状況

農地全体と農用地区域内農地面積の推移の比較



(出典)

農地全体の面積:「耕地面積及び作付面積統計」(農林水産省統計部)

農用地区域内農地面積:「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」(農林水産省農村振興局)

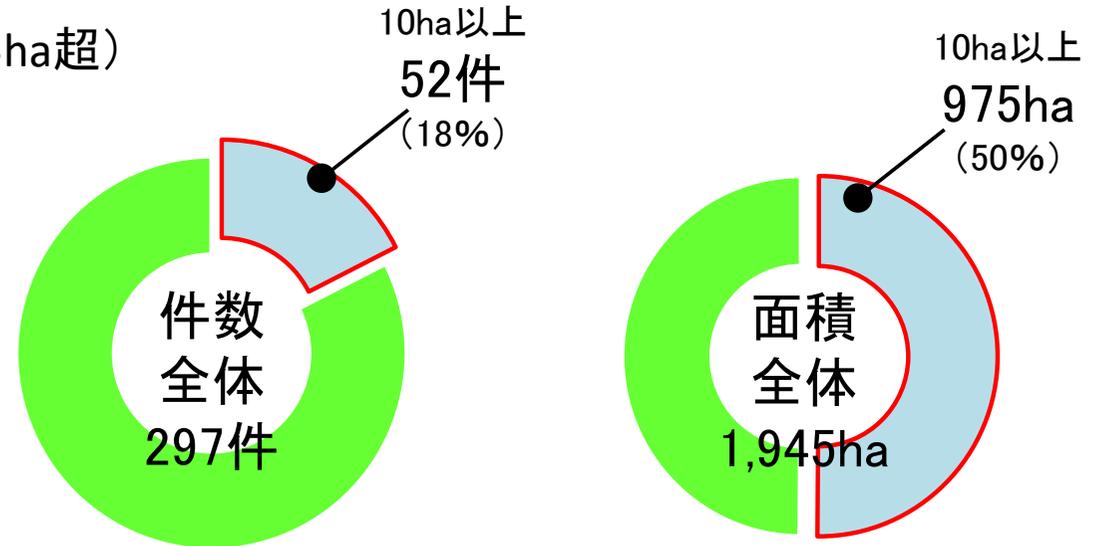
※平成22,23年は、東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県を除く値で公表したため、推計値

- 大規模な農地転用（4ha超）は、毎年**一定程度の実績**
- うち**10ha以上の集団的農地**の転用は件数ベースで**52件（約18%）**、面積ベースで**975ha（約50%）**と大きな割合

### ■ 農地転用許可の件数及び規模別割合（4ha超）

（単位：件、ha）

	件数		面積	
		うち10ha以上		うち10ha以上
平成28年	33	6	225	101
29年	97	11	422	168
30年	46	8	314	172
令和元年	54	12	477	310
2年	37	10	303	154
3年	30	5	203	70
合計	297	52	1,945	975



### 農地を転用目的で農用地区域から除外した事例

【事例】転用目的：アウトレットモール

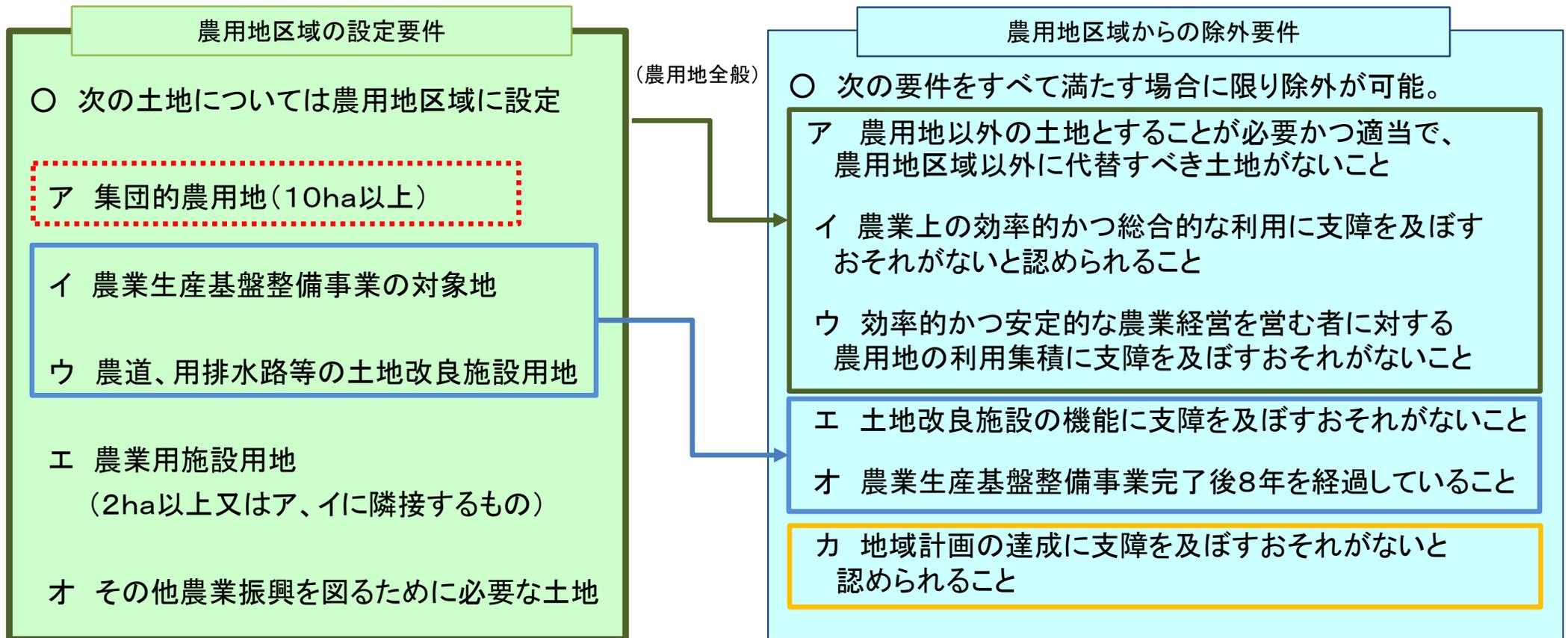


※ 平成28年は4ha超の大臣協議が開始された28年4月から12月までの実績。

※ 平年と比べて平成29年の実績が多いのは、新幹線建設工事の作業用地等を目的とした許可事案が急激に増加（約50件）したことが主な要因。

## 農用地区域の設定及び除外に係る要件

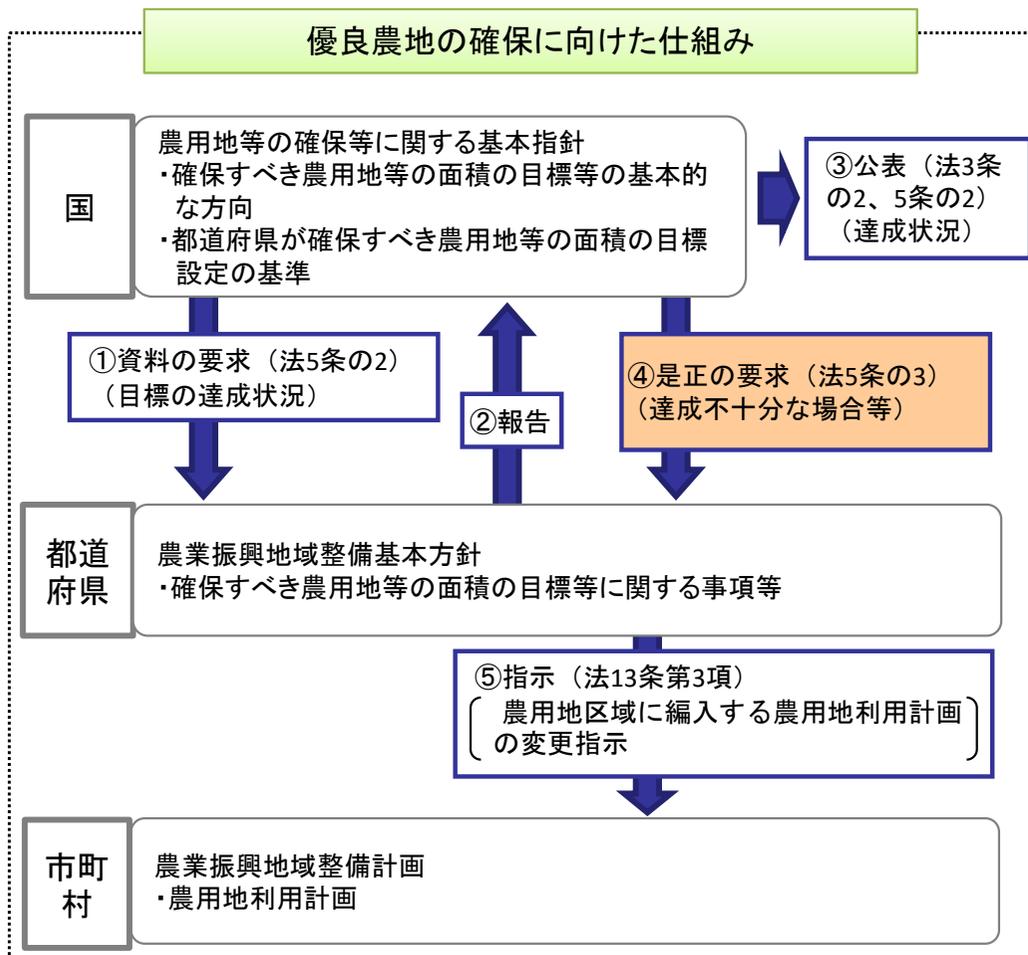
- 農用地区域は、市町村が**集团的農地や土地改良事業の対象地などの優良な農地**について設定（おおむね5年ごとの見直しが原則。地域の実情により随時変更）
- **農地転用のための農用地区域からの除外**は、原則、**6つの要件をすべて満たす**場合に限り可能
- 10ha以上の集团的農用地は、農用地区域の設定要件である一方で、除外要件においては考慮されておらず、面積目標の達成に支障を及ぼすような**集团的農用地等の除外**に係る都道府県知事への協議においては、除外要件に加え、**面積目標の影響の観点からも同意の判断ができる仕組み**を措置する。
- 令和4年の改正基盤法において、除外要件に「**地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること**」を追加したが、優良農地の確保の観点から、**地域計画内の土地の青地編入を促進する措置**を行う。



※ 農用地区域の変更に当たっては、都道府県知事への協議・同意が必要

## 確保すべき農用地等の面積の目標達成のための仕組み

- 農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、当該都道府県の確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況について、資料の提出の求めを行い、目標の達成状況を公表
- 農林水産大臣は、目標の達成状況が著しく不十分であると認める場合において、都道府県知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を生じさせていることが明らかであるときは、農振除外に対する知事同意の抑制や農用地区域の新規編入等について、是正を要求。ただし、発動の実績はない
- そのため、現行の是正の要求に加え、都道府県における確保すべき農用地等の面積目標の設定等について国と都道府県が協議を行う場を設置するとともに、面積目標の達成状況等を勘案して必要な場合に、国が都道府県に対して農用地等の確保のために必要な措置について勧告する仕組みを措置する。



## 是正の要求の内容

- ① 農業振興地域の指定に関する事務  
農業振興地域の指定予定地域について、まだ指定がなされていない場合に、その指定を行うこと。
- ② 農業振興地域の区域の変更又は指定の解除に関する事務  
農業振興地域の指定予定地域について、その一部しか農業振興地域の指定がなされていない場合に、農業振興地域への編入のための区域変更を行うこと。
- ③ 農用地利用計画の作成又は変更の同意に関する事務  
都道府県の確保すべき農用地等の面積の目標の達成に支障が生じないように、農地転用を目的とした農用地区域からの除外（農用地利用計画の変更）に関する都道府県知事の同意を抑制すること。
- ④ 農用地利用計画の変更の指示に関する事務  
農用地区域の設定基準を満たす土地について、農用地区域に編入していない市町村に対し、具体的な位置を示して、当該土地を農用地区域に編入（農用地利用計画を変更）するよう指示すること。

## 農地の権利取得時の耕作者の属性の確認

- 農地法第3条では機械の所有状況や労働力等で農地を有効に利用できるかを確認。一方、近年、農業経営の継続性に支障を来たす法令違反事例も発生しており、**農地の適正利用の担保の観点から、権利取得時に、法令違反の状況など耕作者の属性を確認するものとする**
- また、新たな展開方向に対応し、**昨年9月から所有権取得者の国籍の確認を開始**（省令改正）

## 農地法における権利取得の主な許可要件（第3条第2項）

- ① **農地の全てを効率的に利用**する（第1号）
  - 耕作に必要な機械の所有状況、労働力、技術を見て判断
- ② 法人の場合は**農地所有適格法人**である（第2号）
- ③ 必要な**農作業に常時従事**する（第4号）
  - 農作業に年間従事する日数は**原則150日**以上
- ④ **周辺の農地利用に支障がない**（第6号）
  - 農地の**面的集積を分断**する、他の農業者の**水利用や無農業栽培を阻害**する農地利用でないこと



- 耕作が適切に行えるかについての許可で、「人」の属性は対象外。
- 法令に違反した状態にあり農業経営の継続が困難となる蓋然性が高い者であっても**農地の権利取得は可能**

## 農業者による法令違反の事例

## ① 違反転用の事例

- 違反者は、**農地法違反と知りながら**転用許可を受けずに農地に**産業廃棄物を搬入して建設残土で被って隠匿**するとともに、発覚後も県の指導に反して**違反を継続**したため、県は、**原状回復命令及び告発**
- **是正されないケースも多く**(令和2年中の未是正状況:4355件(全体の45%)、846ha(全体の70%))、その間は、**耕作が困難**。

## ② 種苗法違反の事例

- 違反者は、品種登録された苗木について、**無断で増殖**して翌春に集荷業者に販売したため、県は、種苗法違反(育成者権の侵害)容疑で**刑事告訴**
- **不正に栽培された苗木は伐採・焼却処分**となったため、一定期間**耕作が困難**となった。

## 国籍の追加

- 昨年9月より**農地法3条許可申請書**の記載事項に**所有者の国籍**(法人の場合は**設立国、役員・主要株主の国籍**)を追加
- 併せて、**農地台帳**の記載事項も**同様の措置**を実施し、ストック情報も把握

- 有識者、自治体関係者、発電事業者等との議論などを踏まえ、①現在、局長通知で定められている許可基準・提出資料の規定の法令への明記、②制度の目的・趣旨や考え方をガイドラインで明確化し、令和6年4月1日に施行。
- また、農地転用の許可を受けた者が定期報告を行う仕組み及び違反転用に係る原状回復等の措置命令を履行しない事業者について公表する仕組みを法定化する。

## 農地法施行規則

## 1. 一時転用に関する許可基準の明記

次に掲げる事由に該当する場合は許可できない。

- ① 単収が2割以上減少
- ② 遊休農地を利用する場合において営農が行われないこと
- ③ 品質が著しく劣化
- ④ 毎年度の実績報告や収支報告が適切に行われず営農の状況が確認できないこと
- ⑤ 設備の角度や間隔からみて日照に影響
- ⑥ 支柱の高さ、間隔等からみて農業用機械の利用に支障(最低地上高2m以上が確保されない)
- ⑦ 連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みがないこと
- ⑧ 原状回復命令等を命じられていること

## 2. 営農が適切に行われることを示す資料の提出の明記

営農型太陽光発電を目的とする場合は、以下の書類を添付。

- ① 設備に係る設計図
- ② 栽培計画、収支見込み等を記載した営農計画
- ③ 生産量に係るデータ、知見を有する者の意見等下部農地への影響の見込み及びその根拠となる書類  
(地域で栽培されていない農作物や生産に時間がかかる農作物については、自らの栽培実績又は栽培理由書)
- ④ 設備設置者が撤去費を負担することについて合意した書面
- ⑤ 毎年度、栽培実績及び収支報告を提出する旨誓約する書面

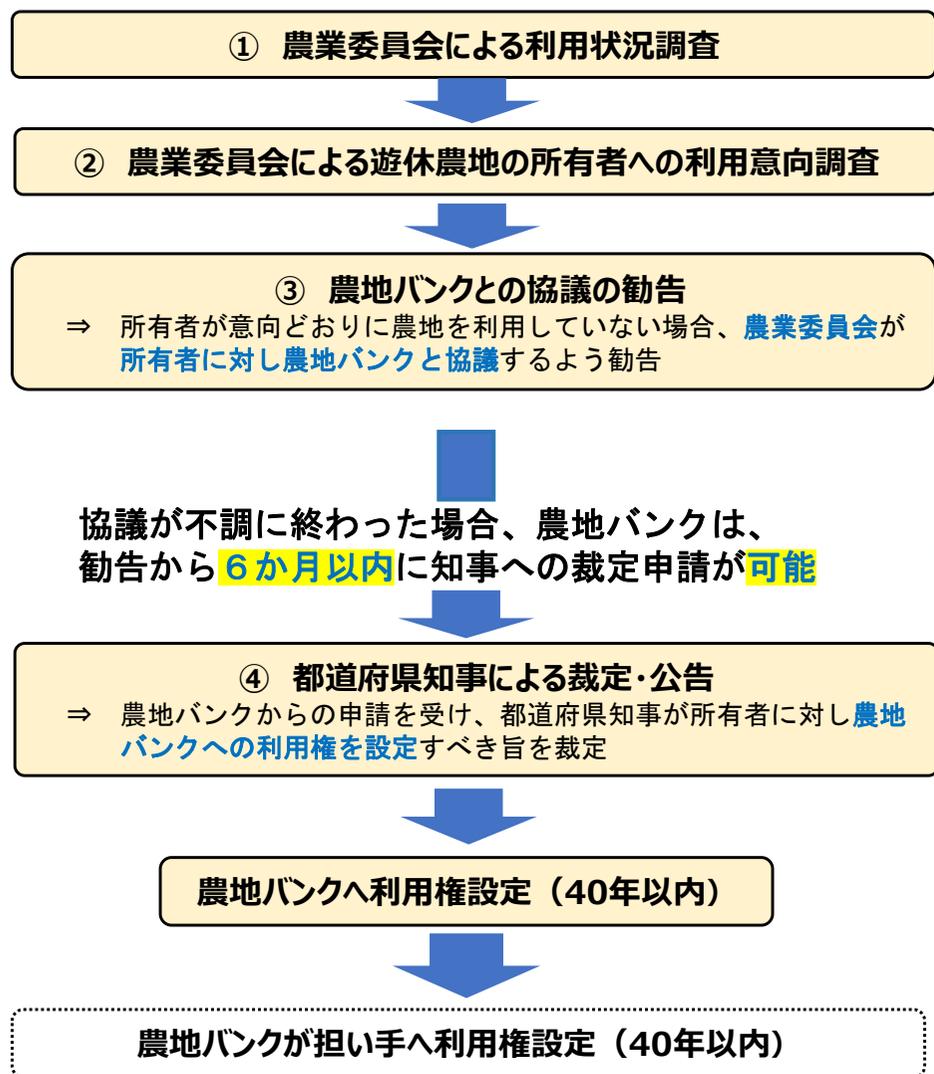
## ガイドライン

法令に規定する収量8割要件等の考え方の詳細その他具体的な運用を記載

- ① 地域計画区域内においては、農地の集積等に支障がないものとして、協議の場で合意を得た土地の区域内で実施すること。
- ② 遊休農地を利用する場合、再許可時には収量8割要件を適用すること。
- ③ 支柱部分と下部農地面積の合計が一定規模を超える場合は、都道府県機構への意見聴取や国への相談を行うこと。
- ④ 変電設備等については、原則農地以外から選定すること。やむを得ず一時転用して設置する場合は、規模及び位置が適正であること。
- ⑤ 毎年度の収支報告から、計画に沿った農業経営が行われているか確認するとともに、地域の持続的な農業生産への寄与について検討すること。
- ⑥ 営農に支障が生じているものや大規模なものについては、農地転用許可権者と国が協力して、毎年度、現地調査を実施すること。
- ⑦ 営農が適切に行われない不適切事業に対し、勧告や処分・命令を行った場合は、その情報を農水省及びFIT制度担当部局へ連絡、農水省は当該情報をデータベース化して地方公共団体と共有すること。

- 遊休農地の解消策のため、知事の裁定により農地バンクに利用権を設定する制度を措置
- これまでは当該農地の受け手が見つからず活用が進まなかったが、**今後は地域計画の策定により受け手が位置付けられていけば、迅速、かつ、確実な制度運用が可能**となる。
- このため、地域計画が策定され、遊休農地についても受け手が位置付けられた場合には、農地バンクによる知事への**裁定申請の期限短縮・義務化**をする。

## 農地法の仕組み



件数	面積
349件	57ha

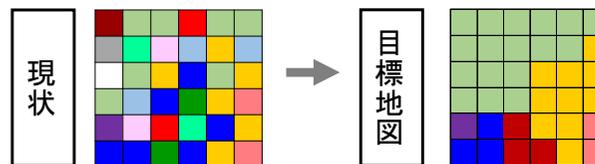
(※) 上記の件数・面積は令和4年1月現在のもの

これまで**裁定申請がされた事例はない**

裁定申請がされない理由（バンクからの聞き取り）  
 ・当該農地の**受け手が不在**であるため  
 →今後は、**地域計画により受け手が位置付けられる**

## 「改正基盤強化促進法」に基づく地域計画（目標地図）

- 市町村は、集落単位で地域計画を策定し、**遊休農地を含め、10年後の農地利用の姿を示した目標地図**を作成（**将来の受け手が位置付けられる**）



## 地域の意向を受けて農地の受け皿として法人が活動している事例

- 地域における人口減少や高齢化等による離農が進行するなか、地域の意向を受けて、受け手のいない農地、離農農家の受け皿として農業法人が機能

### ジェイエイファームみやざき中央（宮崎県宮崎市）

**設立**：平成18年2月

**経営面積**：野菜苗、水稻苗、施設キュウリ、施設ピーマン 18.6ha

**構成員**：役員4名、従業員4名、パート37名

**取組内容**：

・ **JAが地域農業維持のために設立**

地域の農家から堆肥散布、育苗、収穫等の面的な一連の作業を受託し、農作業を効率化。

委託農家の省力化に貢献することで農業の継続が可能。

・ **受け手のいない農地を活用した農業経営**

受け手のない農地を新規就農者の研修・経営の場として活用。

受け手のない農地は、同社が最後の受け手として経営し、農地を維持。



農作業受託による地域農業の維持



新規就農者用研修施設



受け手がいない農地を活用し農業経営

### グリーンファーム清里（新潟県上越市）

**設立**：平成5年3月

**売上高**：2.7億円（農業粗収益）

**経営面積**：米150ha 等

**構成員**：役員5名、従業員18名

**取組内容**：

・ **平坦地・中山間地をセットで受入れ**

「郷土の農地を守る」との経営理念を掲げ、離農農家の受け皿として設立。

・ **地域の集落法人との連携**

地域に存在する5つの集落法人と農作業の相互協力、農地利用調整、共同販売を実施。

・ **周年雇用と地域貢献の両立**

水稻育苗ハウスを有効活用したアスパラ菜などの冬期栽培、歩道等の除雪作業の受託等により、従業員の周年雇用と地域貢献を両立。



中山間地の農地も受託

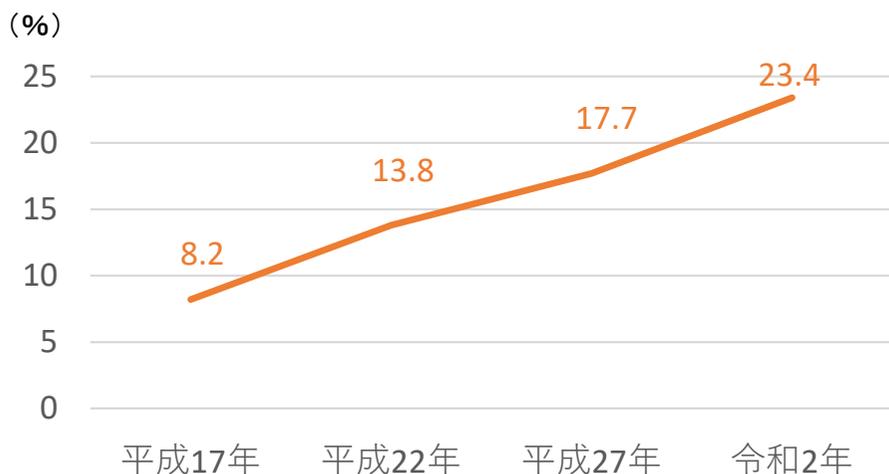


冬期の除雪作業を受託

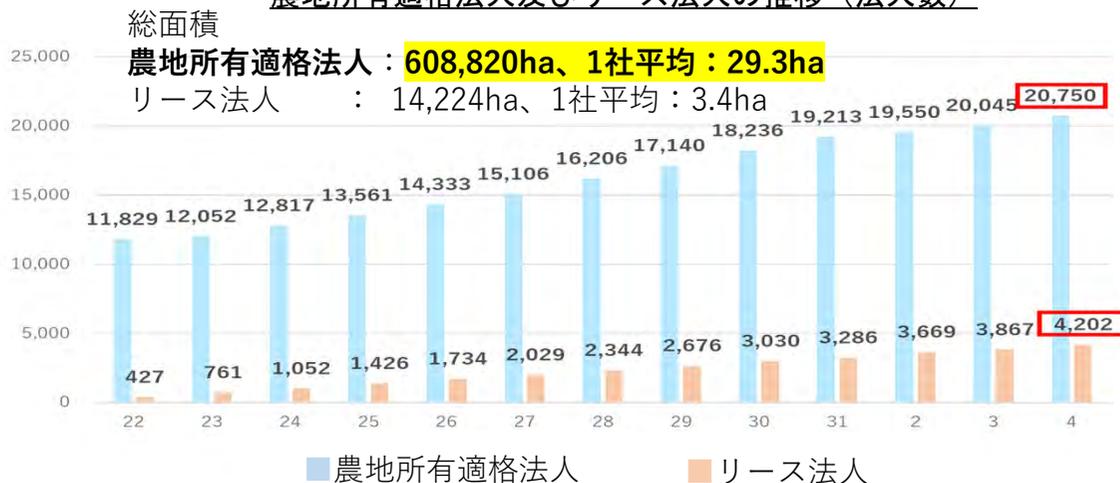
# 人と農地の受け皿となることが期待される経営体

- 法人の経営耕地面積のシェア率は経営耕地面積の約4分の1まで拡大
- 農地所有適格法人とリース法人ともに増加傾向。農地所有適格法人の経営面積は約61万ha、1法人当たり29.3ha。その約半数が土地利用型であり、農地の受け皿として特に大きな役割
- 40代以下の新規就農者数のうち雇用者の割合は、2022年には親元就農を上回る約46%を占め、新規就農者の受け皿としても法人経営体の役割が増大

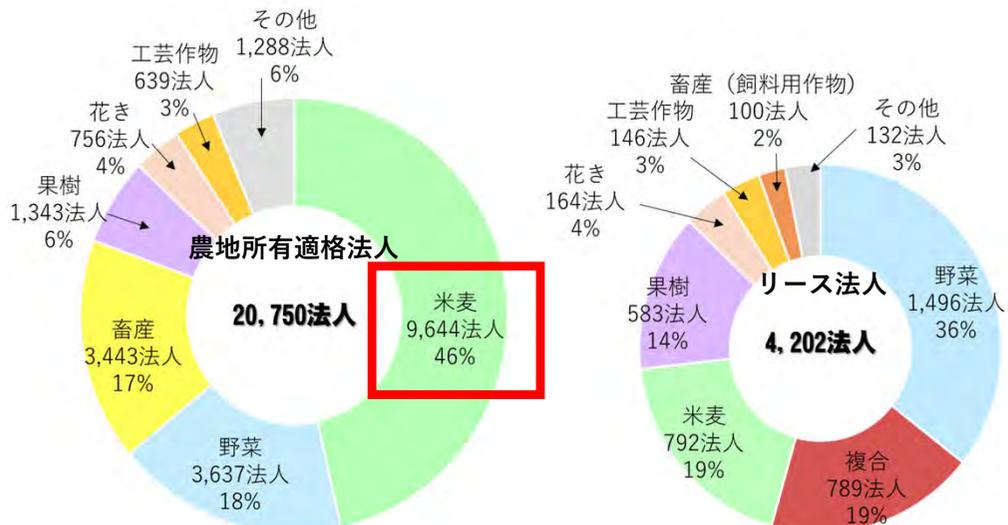
法人その他団体経営体の経営耕地面積のシェア率



農地所有適格法人及びリース法人の推移 (法人数)

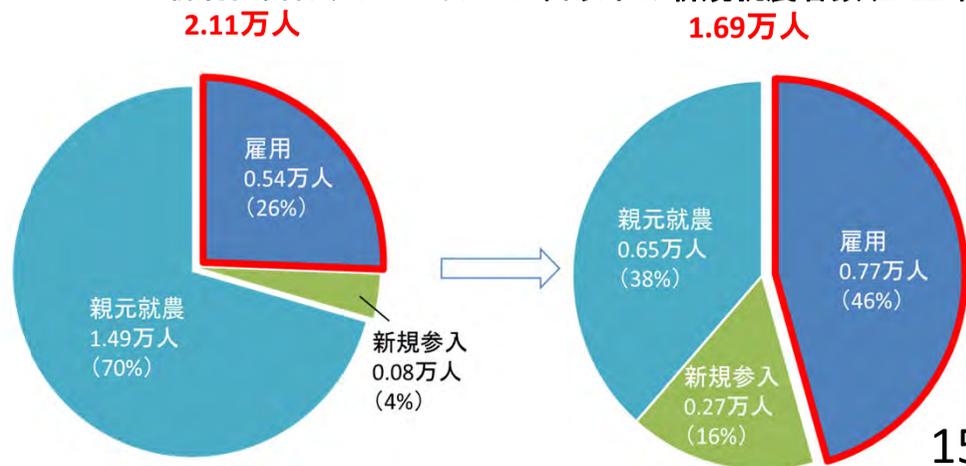


農地所有適格法人及びリース法人の営農類型



40代以下の新規就農者数の状況

40代以下の新規就農者数(2007年) 40代以下の新規就農者数(2022年)



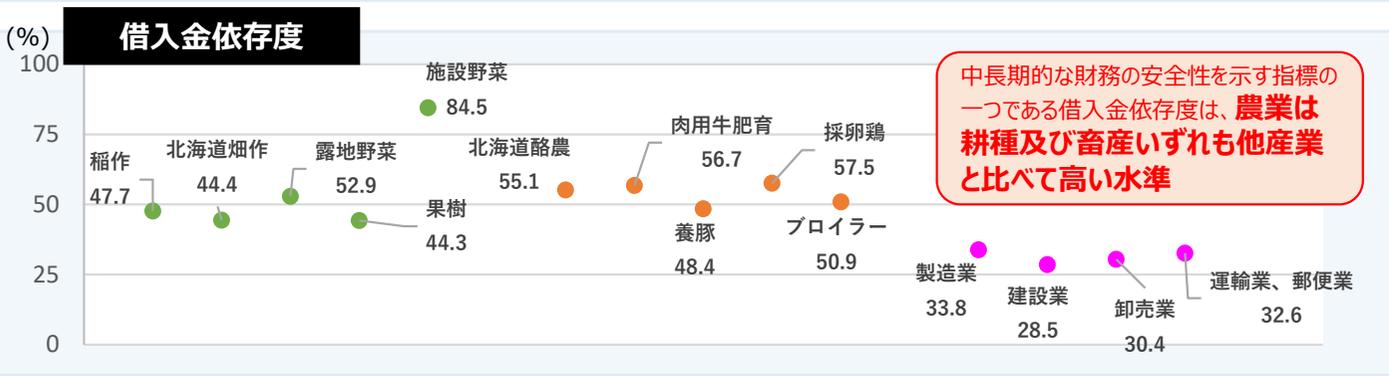
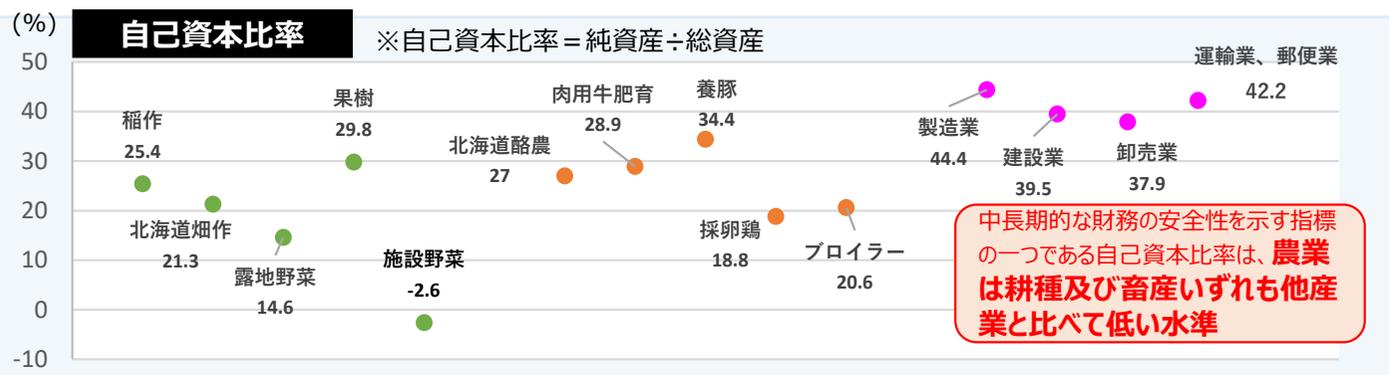
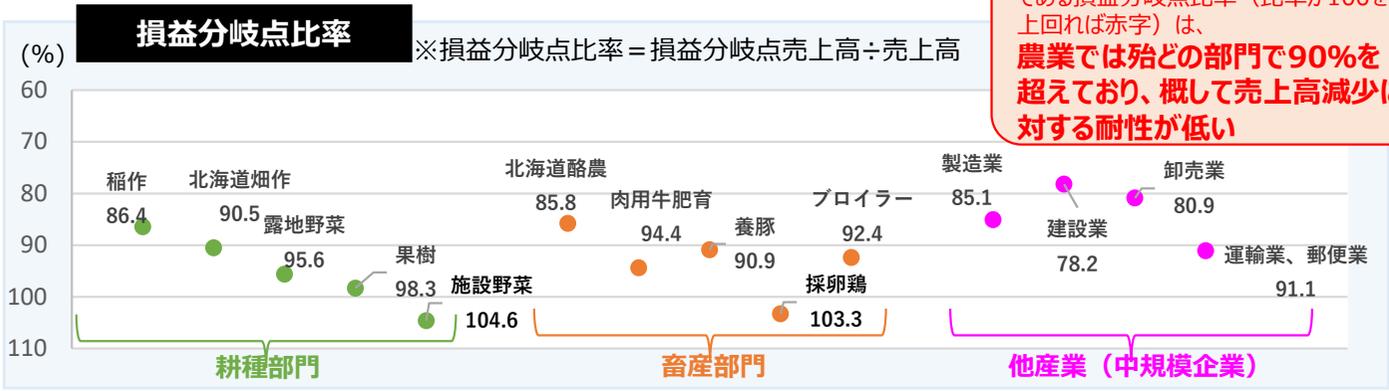
資料：農林水産省「農林業センサス」、「新規就農者調査」、農林水産省経営局調べ (令和4年1月1日時点)

# 農地所有適格法人の経営基盤の状況

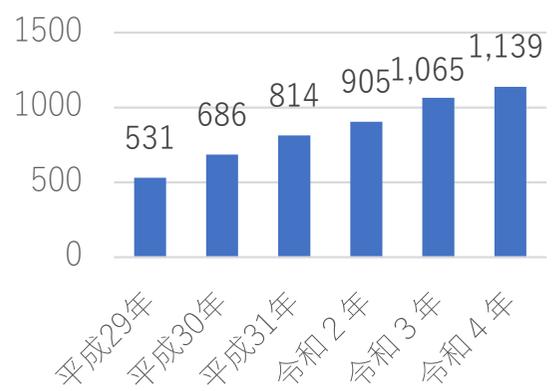
- 農業法人は、他産業と比べ、売上高減少に対する耐性のほか、財務の安全性を示す自己資本比率が低く、借入金依存度が高い状況にあり、**スマート農業や労働環境の整備**など更なる投資を進めるためには、**経営基盤の強化が必要**
- 他産業の出資を受ける農地所有適格法人は増加。その**出資者の半数は、食品関係事業者**

## ■ 農業法人の財務基盤に関する指標（2019年）

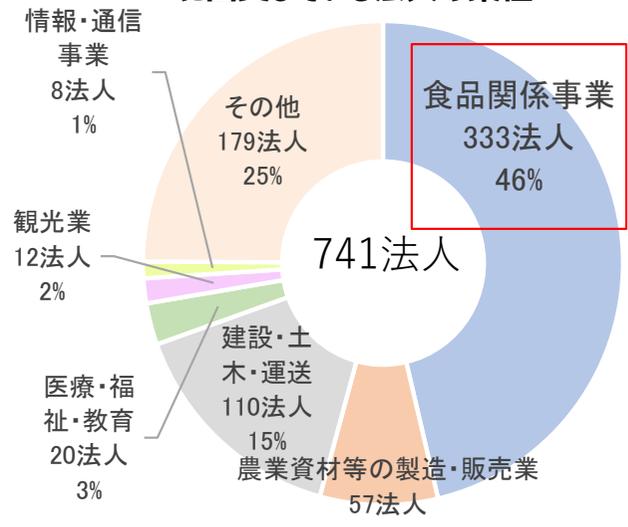
売上高の減少に対する耐性を示す指標である損益分岐点比率（比率が100を上回れば赤字）は、**農業では殆どの部門で90%を超えており、概して売上高減少に対する耐性が低い**



## ■ 農業関係者以外から出資を受けている農地所有適格法人数



## ■ 農地所有適格法人（株式会社）に出資している法人の業種



資料：農林水産省調べ

- 農地所有適格法人の中には、現行制度下では、「農業関係者による更なる出資は困難」や「取引先等との事業連携を進めたい」という声が存在
- 出資に関心のある適格法人の7割が、食品事業者等の取引関係者を出資者として想定
- 農業法人からのヒアリングでは、自己資本比率の向上だけでなく、使途に制限がなく、運転資金等への活用ができること、出資を通じた外部専門人材のノウハウ活用や販路確保が、出資のメリットとされている。

## ■ 農地所有適格法人の議決権要件（農地法）

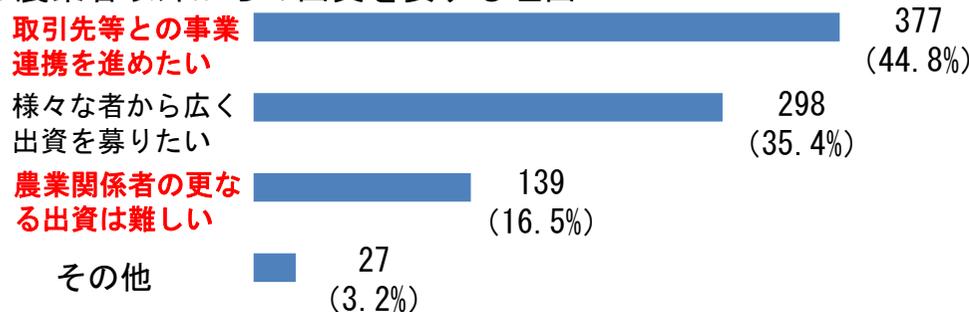
- 株式会社形態である農地所有適格法人の場合、農業関係者が有する議決権の合計が総株主の総議決権の過半を占めることが必要

### <農業関係者>

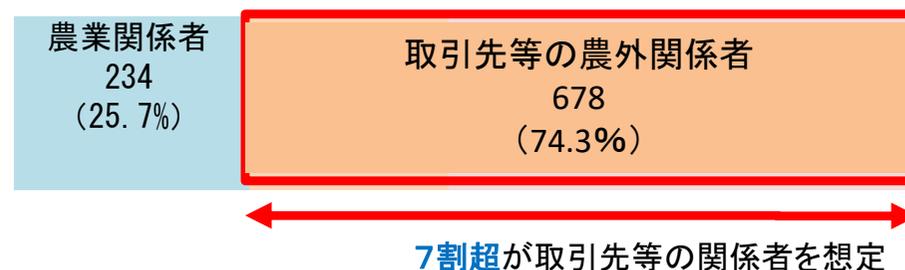
- ① 法人に農地の権利を移転している個人
- ② 法人に農地について使用及び収益させている個人
- ③ 法人に農地の権利の移転及び設定に関し第3条の許可を申請している個人
- ④ 法人に農地について使用及び収益させている農地バンクに権利を設定している個人
- ⑤ 法人の行う農業に常時従事する者
- ⑥ 法人に農作業の委託を行っている個人
- ⑦ 法人に現物出資を行った農地バンク
- ⑧ 地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会

## ■ 農地所有適格法人側のニーズ

- 農業者以外からの出資を要する理由



## ■ 出資による経営力強化に関心のある農地所有適格法人が想定する出資者



## ■ 農業法人からのヒアリングでの出資に関する意見

- 自己資本比率や対外的信用力が向上。農業収入のある時期は限られるが、運転資金は常時必要。
- 融資と違い、使途に制限がないのが利点。運転資金、機械や倉庫・保冷庫の導入費等に使用する考え
- 経営発展には、加工や販売、財務、人事等の経営能力が必要であり、農業者だけでは限界。出資により外部の役員を受け入れることで、更なる経営発展が可能
- 出資者は、取引先の食品産業とするのが適当。販路が確保される上、食品産業からの出資で社会的信用が高まるので、金融機関からの貸付が増え、安定した経営が可能

## 食品事業者との連携ニーズ

- 食品事業者には、**原材料**の過度な輸入依存から脱却し、**国産に切り替える**動きも現れ始めている
- **取引先の農地所有適格法人による設備投資のために出資をしたい**というニーズも存在
- 食品事業者の資本、ノウハウや技術等に着眼して、農林漁業者・法人を支援し連携強化する取組を推進することで、**川下企業の農業への参画**を促進し、**農業者への利益還元**に繋げることが可能。また、食品事業者の農業実態への理解促進にも寄与

### ■食品事業者における原材料の国産切替えの事例

ケーキのスポンジの原材料である小麦を、100%国内産に転換。食感の改良(柔らかくなる)にもつながり、新たな取引先の開拓も実現。他商品も含め、2030年までに国産小麦使用率20%を目標としている。



大豆パテ・大豆ミートの原料大豆をインド産から国産へ切り替え、国産大豆を使った新商品を開発。取引先からは「これまでの大豆パテとは一線を画する美味しさ」という評価も獲得。



大豆ミート



大豆パテ

### ■食品事業者からのヒアリングでの出資に関する意見

- **有機米の生産・流通拡大に向け、取引先の農地所有適格法人による貯蔵庫の整備等に出資を拡大したいが、議決権要件があるため、農業者が過大な増資を行わなければならないことが課題**となっている。

## 参考：法人経営体と食品産業等との連携事例

- 地域の農地や雇用の受け皿として活動する農地所有適格法人の中には、生産規模の拡大や、経営の多角化に取り組む中で、取引先等からの出資により、資本面での増強を図り、更なる投資に繋げる事例や、実需者の視点を取り込み、経営発展を図る事例がある。

## かまくらや（長野県松本市）

設立：平成21年

経営品目：そば・大豆・ジュース用トマト・にんじん・タマネギ

経営面積：220ha

従業員数：33名

売上高：2億4,000万円

事業内容：

- ・農業生産
- ・加工（そば製粉、菓子製造）
- ・販売（土産屋・そば屋）

出資比率：農業関係者68%、取引先事業者（2社）32%

遊休農地を活用し、自社での開墾・再生も実施し、地域の農地を積極的に引き受け。

従業員33名の平均年齢は29歳。うち24名が新卒入社。

事業の多角化にも取り組んでおり、令和2年に「そば処かまくらや」を開業したほか、そばかりんとう等の加工品を直営店やインターネットで販売

天候・コロナ等の市場リスクに対応し、経営の安定化を図るため「ジュース用トマト」「タマネギ」などの新作物に挑戦。令和3年にはグループ会社「安曇野みらい農園」を設立し農福連携事業にも取り組む。今後は、新規事業向けの加工野菜を年間で出荷可能な加工調理施設や貯蔵冷蔵庫等を導入予定であり、取引先からの出資額の増加も図る考え。



## 舞台ファーム（宮城県仙台市）

設立：平成15年

経営品目：米・野菜

経営面積

従業員数：102名（グループ208名）

売上高：25.4億円

事業内容：

- ・野菜・米の生産・販売
- ・野菜物加工・販売 等

出資比率：農業関係者80%、アイリスオーヤマ20%



米・野菜の生産・加工・販売のほか、物流や農機具シェアサービスや、グループ会社による障がい者就労支援、福島県内市町村と連携した営農再開支援等の取組を展開。

セブン-イレブンのベンダーとして商品開発も実施（カット野菜・おにぎり等）。

令和3年に竣工した、次世代型自動レタス工場（最大4万株/日）では、稼働に当たり、地元雇用30名を創出。

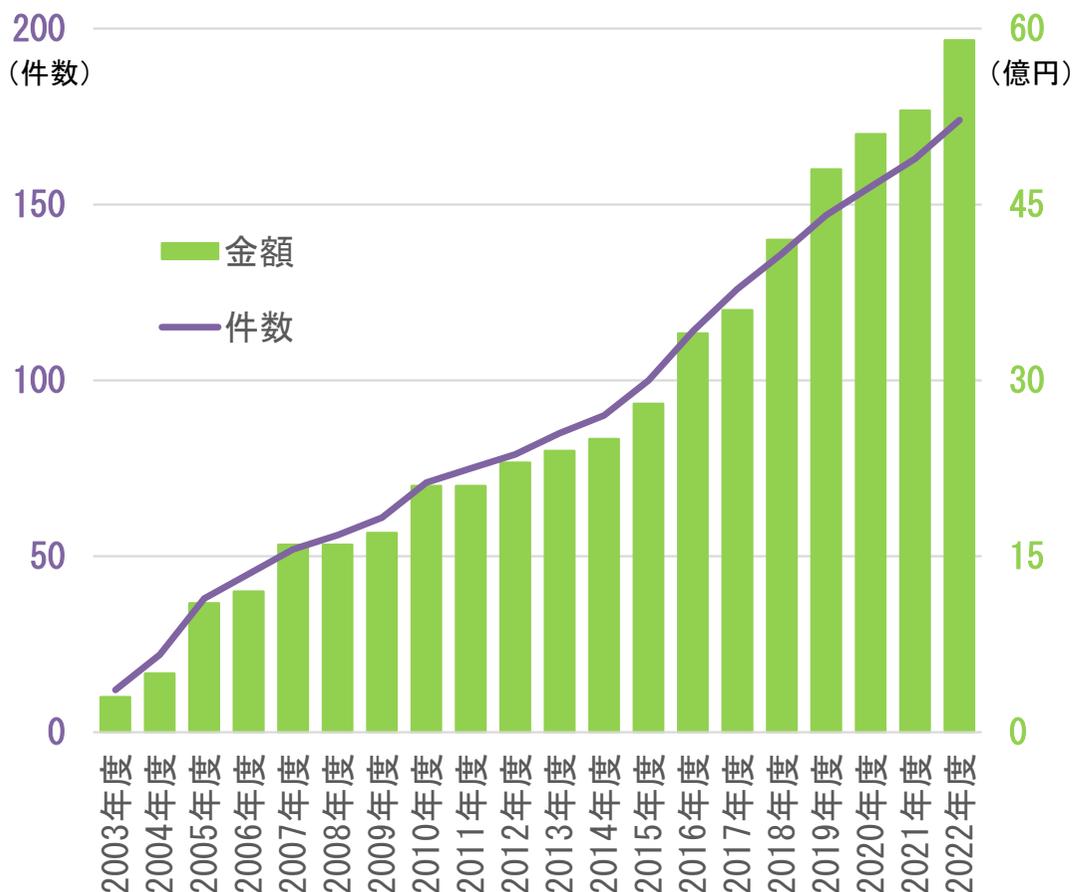
アイリスオーヤマと共同出資により、精米・販売を行う舞台アグリイノベーション株式会社を設立し、日本最大級の精米工場を運営。パック米の販売・輸出も実施。

共同出資のメリットとして、出資を契機として、実需者側から経営、生産・品質管理面での参画を得られることを挙げる。 19

## アグリビジネス投資育成株式会社による投資の活用

- アグリビジネス投資育成株式会社(アグリ社)は、2002年、農業法人への出資・育成を目的に日本政策金融公庫とJAグループの共同出資により設立。
- アグリ社の投資は着実に増加しており、その**大宗は農地所有適格法人**が占める。
- 財務基盤の安定化や対外信用力に寄与する一方で、**出資割合の上限(総議決権の50%以下)**があるため、**希望する規模の投資が受けられない**、とする法人側の声がある。

■アグリ社による投資累計件数・金額



農林法人等への投資：174件・59億円（2022年度）  
 うち農業法人への投資：162件・55億円  
 うち**農地所有適格法人への投資：132件・44億円**

■アグリ社による投資の特徴

①**財務基盤の安定化**

- ・**出資により自己資本比率が向上し**、財務内容が改善・安定化

②**対外信用力の向上**

- ・自己資本比率が向上し、対外信用力が向上
- ・公庫等の公的主体が参画した資本が入ることにより、対外信用力の向上に寄与

**出資割合の上限**がある

- ・**出資先の会社の総議決権の50%以下**とされている

■農業法人からのヒアリングでの出資に関する意見

- 出資額の上限**があり、希望する投資規模と合わない

次世代を担う農業者に農地を継承していく上で、現下の若年者の新規参入の過半が雇用就農であることを踏まえれば、農地と次世代の農業者の受け皿として、法人の経営基盤を強化する必要がある。このため、以下のように法人の経営基盤強化を図ることとする。

- 法人が自らの資金調達ニーズに基づき、アグリ社からの出資を一層活用しやすくなるよう、**アグリ社の出資割合の上限(総議決権の50%以下)を見直す。**
- 加えて、農地所有適格法人について、**食品事業者等の取引先との結びつき強化**を通じた資本強化や経営ノウハウ共有、販路開拓等を求める声に応えるため、次のとおり、適格法人の議決権要件を一部緩和する特例措置を導入する。
- 農村現場の懸念も踏まえ、**国がしっかりと責任を持つということ**を大前提に、
  - ✓ 対象法人は、**地域計画に位置付けられ、地域内で一定の実績を有する認定農業者**に限定
  - ✓ 国が、法人の作成する計画(**食品事業者等と連携し、例えば、原料調達やノウハウ共有、販路の開拓、資本の増強等**により、当該法人の経営発展を図るもの)を確認。その際、当該計画が真に**地域の農業生産や地元経済に裨益**するか、**国が確認**
  - ✓ 「**農業者＋取引先の食品事業者等**」で議決権の過半を持つこととし、そのうち、**農業者が、重要事項に決定権を持ち得る一定の出資割合を保有**
  - ✓ 農村現場の懸念を踏まえ、対象法人の**農地転用を制限**

## 食料生産の基盤である農地の総量確保のための措置を強化

- ・ 農地の総量を確保するための県の面積目標の達成に向けた措置の強化及び農用地域の変更に係る **国の関与強化**
- ・ 地域計画内の農地に係る **転用規制強化**、営農型太陽光発電事業に係る **不適切事案への厳格な対応**

➔ 上記の措置を実施した上で、法人の経営基盤強化の懸念払拭措置については以下の通り実施

農村現場の  
懸念事項

措置の方向性

### I 農業上の 利用確保 (非農地化の防止)

- ①特例を申請できるのは農地所有適格法人かつ地域で実績を有する認定農業者であることを要件化
- ②特例を適用する法人の**農地転用を制限**
  - ・ 出資に係る取組での農地転用は農業生産拡大・改善のみ（**ホテル等は不可**）
  - ・ 対象法人の農地の権利取得・転用全般を国が厳格に確認
- ③属性確認により**法律違反者（違反転用者）等の農地取得を制限**

### II 地域と調和 できるか (地域計画・営農 実績など)

- ①特例の申請は**地域計画に位置付けられている担い手**であることを要件化
- ②特例に係る出資を活用する取組内容は**地域農業**に裨益すること等を条件化
- ③特例の認定後も**地域と連携し国が監視、指導、農地買収**
  - ・ 法人に定期報告義務（農地の利用状況、出資割合の状況等）。
  - ・ 農地の不適正利用等の計画違反には**是正指示、認定取消、国の農地買収**（適格法人要件を回復しない場合）

### III 農業関係者の 決定権が引き 続き確保で きるか

- ①特例は農地所有適格法人が自ら国に申請し、国の認定を受ける仕組みとする
- ②特例適用でも農業者割合は特別決議(※)の拒否権を持つ**1/3超（農業者+食品事業者・地銀ファンドで1/2超）**
  - ※ 農地の権利移転・転用、取締役の選解任等の決議を対象とすることを要件化
  - ※ 経営の支配に関わる種類株式を発行する場合にあっては、そのうち農業者が過半を持つことを要件化

<特例適用後の出資構成のイメージ>

1/2超	1/3超	50%	注：株式は引き続き非公開とする
農業者	食品事業者等	その他	
- ③特例による出資ができる者を限定（次の全てに該当）
  - ・ 法人と農業上の取引実績を有する**食品事業者**、地銀ファンド
  - ・ 更に**国**が定める基準等に照らして適当であると**個別に確認した者**
- ④出資者の株主構成の変動に備えた議決権を回復する手法等を周知

### IV 国・地方 公共団体が責 任をもって監 督できるか

- ①特例の適用は**国が個別に審査（申請者、出資者、取組内容の適格性）**、内容の変更は再審査
- ②特例による出資ができる者を限定（再掲）
- ③特例の認定後も**国が監視、指導、農地買収**（再掲）
- ④特例を適用する法人の**農地転用を制限**（再掲）
- ⑤出資をする食品事業者等の株主構成の変更を把握し、認定された内容に影響する事業変更等がある場合は再審査
- ⑥外為法に基づく事前審査により外資の出資を把握し(※)、事後もモニタリング（監視体制も整備）

※ 外為法上の手続き不備については特例の不認定事由としてその有無を確認